

砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱

平成17年10月31日

砥部町告示第219号

(趣旨)

第1条 この告示は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）及び砥部町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画に基づき、農業生産活動等を行う農業者等に対し、町が予算の範囲内で中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付金の額及び交付の単価)

第2条 交付金の額及び交付の単価は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の交付申請)

第3条 集落協定の代表者又は個別協定の締結者（以下「代表者等」という。）で交付金の交付を申請するもの（以下「申請者」という。）は、中山間地域等直接支払交付金交付申請書（様式第1号）に、町長が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、交付金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付金の変更承認申請)

第5条 代表者等は、交付金の交付決定後において、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金の中止及び廃止)

第6条 代表者等は、不可抗力により協定を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中山間地域等直接支払交付金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 代表者等は、当該年度における農業生産活動等が完了したときは、速やかに中山間地域等直接支払交付金実績報告書（様式第4号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第8条 町長は、交付金実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、

適当と認めたときは、交付金の額を確定し、その旨を代表者等に通知するものとする。

(交付金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた代表者等は、中山間地域等直接支払交付金精算払請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第10条 町長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、交付金を交付するものとする。

(交付金の概算払)

第11条 町長は、前3条の規定にかかわらず、必要と認めたときは、交付金の一部又は全部を概算払することができる。

2 代表者等は、概算払の交付を受けようとするときは、中山間地域等直接支払交付金概算払請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(指導監督)

第12条 町長は、農業生産活動事業の遂行に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付金の返還等)

第13条 町長は、交付金の返還等に該当すると認めたときは、交付金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

2 町長は、前項の規定により、交付金の交付の取消し又は変更をしたときは、申請者に対し協定締結年度にさかのぼって交付金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第14条 代表者等は、交付金に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、交付金終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成22年10月25日砥部町告示第138号)

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日砥部町告示第161号)

この告示は、公表の日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

附 則(令和2年7月8日砥部町告示第145号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、令和2年6月2日から適用する。

附 則 （令和3年7月21日砥部町告示第149号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 （令和4年8月15日砥部町告示第145号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、令和4年4月20日から適用する。

附 則 （令和5年6月30日砥部町告示第131号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、令和5年4月27日から適用する。

附 則 （令和7年7月16日砥部町告示第154号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、令和7年5月21日から適用する。

別表（第2条関係）

交 付 金 の 額	交 付 の 上 限 単 価																								
次により算定した額とする。	次の表に掲げるとおりとする。																								
1 地目の区分毎の面積×交付の単価＝地目の区分毎の交付金	(1) 傾斜農用地等の1㎡当たり交付の上限単価																								
2 地目の区分毎の交付金の合計＝交付金の額																									
注1：交付の単価は国の割当額に応じた額とする。																									
注2：地目の区分毎の面積の小数点以下は切り捨てる。																									
注3：地目の区分毎の交付金の小数点以下は切り捨てる。																									
	<table><tr><th>地 目</th><th>区 分</th><th>交付の上限単価</th></tr><tr><td>田</td><td>急傾斜</td><td>2 1 円</td></tr><tr><td rowspan="2">畑</td><td>急傾斜</td><td>1 1 . 5 円</td></tr><tr><td>緩傾斜</td><td>3 . 5 円</td></tr><tr><td rowspan="3">草地</td><td>急傾斜</td><td>1 0 . 5 円</td></tr><tr><td>緩傾斜</td><td>3 円</td></tr><tr><td>草地比率の高い草地</td><td>1 . 5 円</td></tr><tr><td>採草</td><td>急傾斜</td><td>1 円</td></tr><tr><td>放牧地</td><td>緩傾斜</td><td>0 . 3 円</td></tr></table>	地 目	区 分	交付の上限単価	田	急傾斜	2 1 円	畑	急傾斜	1 1 . 5 円	緩傾斜	3 . 5 円	草地	急傾斜	1 0 . 5 円	緩傾斜	3 円	草地比率の高い草地	1 . 5 円	採草	急傾斜	1 円	放牧地	緩傾斜	0 . 3 円
地 目	区 分	交付の上限単価																							
田	急傾斜	2 1 円																							
畑	急傾斜	1 1 . 5 円																							
	緩傾斜	3 . 5 円																							
草地	急傾斜	1 0 . 5 円																							
	緩傾斜	3 円																							
	草地比率の高い草地	1 . 5 円																							
採草	急傾斜	1 円																							
放牧地	緩傾斜	0 . 3 円																							
	ただし、集落協定にあっては農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、自作地を対象としている個別協定にあっては、農用地の利用権設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、上表の交付の上限単価に0.8を乗じた額を交付単価とするとともに、(2)のア及びウからオまでに掲げる加算措置は適用しないものとする。																								
	(2) 加算措置																								
	ア 棚田地域振興活動加算（集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上ある農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には																								

当該変更年度）から令和11年度までの間に、農林水産省農村振興局長が別に定めるところにより、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて加算される額）の1㎡当たりの交付の上限単価。

地 目	区 分	交付の上限単価
田	急傾斜	1 0 円
	超急傾斜	1 4 円
畑	急傾斜	1 0 円
	超急傾斜	1 4 円

注1：棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算及び集落機能強化加算の経過措置についても交付を行わないものとする。

注2：棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。

イ 超急傾斜農地保全管理加算（集落協定又は個別協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和11年度までの間に、農林水産省農村振興局長が別に定めるところにより、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地（以下「超急傾斜農地」という。）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて加算される額）の1㎡当たりの交付の上限単価。

地 目	交付の上限単価
-----	---------

田	6 円
畑	6 円

注1：超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

ウ ネットワーク化加算（協定農用地の合計面積が20ha以上となる複数の集落協定間で協議会等の設置を伴うネットワーク化（複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。）を行う集落協定、新たに他の集落協定と一つの集落協定に統合し、協定農用地の面積が20ha以上となる集落協定又は同一の地域計画の区域内に他の集落協定がない場合においては、新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上（新たに参画する組織も含む。）の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定において、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和11年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地に加算される額）の1㎡当たりの交付の上限単価。

地 目	協定農用地のうち5ha以下の部分
	交付の上限単価
田	10 円
畑	10 円

	草地	10	円
	採草放牧地	10	円
	地目	協定農用地のうち5ha超、 10ha以下の部分	
		交付の上限単価	
	田	4	円
	畑	4	円
	草地	4	円
	採草放牧地	4	円
	地目	協定農用地のうち10ha超、 40ha以下の部分	
		交付の上限単価	
	田	1	円
	畑	1	円
	草地	1	円
	採草放牧地	1	円
注1：1協定当たりの加算額は、1，000千円／ 年を上限（ただし、集落協定間の統合を行う場合は、統合前の協定単位で上限を設定）とする。			
注2：ネットワーク化加算の交付を受ける協定については、集落機能強化加算の経過措置の交付を行わないものとする。			
エ スマート農業加算（集落協定の活動において、 協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和11年度までの間に、農村振興局長が別			

に定めるところにより、スマート農業による共同取組活動の省力化や効率化を図る取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地に加算される額）の1㎡当たりの交付の上限単価。

地 目	交付の上限単価
田	5 円
畑	5 円
草地	5 円
採草放牧地	5 円

注1：1協定当たりの加算額は、2，000千円／年を上限とする。

注2：スマート農業加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

オ 集落機能強化加算の経過措置（愛媛県中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部改正について（令和7年5月21日付け7農整第167号）による改正前の愛媛県中山間地域等直接支払交付金交付要綱別表の2の（2）のエの集落機能強化加算の適用を受けた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和11年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地のうち、交付金の対象となる農用地に加算される額）の1㎡当たりの交付の上限単価

。

地 目	交付の上限単価
田	3 円
畑	3 円
草地	3 円
採草放牧地	3 円

注１：１協定当たりの加算額は、２，０００千円／年を上限とする。

注２：集落機能強化加算の経過措置の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

注３：集落機能強化加算の経過措置の交付を受ける協定については、ネットワーク化加算の交付を行わないものとする。

（３）（２）において、同一の取組を対象として、同一農用地に対して複数の加算の交付を行わないものとする。

（４）（２）において、同一年度に、同一の加算の交付を複数回行わないものとする。

年度中山間地域等直接支払交付金交付申請書

第 号

年 月 日

砥部町長 様

集落協定代表者名

又は

個別協定締結者名

年度において、中山間地域等直接支払交付金の交付を受けたいので、砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 協定締結予定（実績）

参加農家数	対象農用地面積 (m ²)	交付金額 (円) A	うち共同取組経費 (円) B	割合 (%) B/A

3 事業完了（予定）年月日

4 収支予算（精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減	
			増	減
町交付金	円	円	円	円

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減	
			増	減
共同取組活動分	円	円	円	円
うち積立額				
個人配分分				

様式第 2 号（第 5 条関係）

年度中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書

第 号
年 月 日

砥部町長 様

集落協定代表者名

又は

個別協定締結者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった中山間地域等直接
支払交付金について、下記のとおり変更したいので、砥部町中山間地域等直接支払
交付金交付要綱第 5 条の規定により、その承認を申請します。

記

（注）記の記載様式は、様式第 1 号の様式に準ずるものとする。

この場合、変更前と変更後の内容等を容易に比較できるように変更部分を
二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

年度中山間地域等直接支払交付金中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

砥部町長 様

集落協定代表者名
又は
個別協定締結者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった中山間地域等直接支払交付金について、中止（廃止）したいので、砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

（注）不可抗力となる中止（廃止）理由を記載すること。

年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書

第 号
年 月 日

砥部町長 様

集落協定代表者名
又は
個別協定締結者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった中山間地域等直接支払交付金について、砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 7 条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 年度実績及び内容（別紙のとおり）
（注）別紙は、様式第 1 号の記の記載様式に準ずるものとする。
- 2 年度交付金の使用実績

当該年度内（4 月 1 日～3 月 3 1 日）支払済額	共同取組活動分	個人配分分	合計
	円	円	円
当該年度の活動に対する精算予定額（翌年度 4 月 1 日～5 月 3 1 日）	共同取組活動分	個人配分分	合計
	円	円	円
翌年度以降の活動に対する積立額	共同取組活動分	個人配分分	合計
	円		円
計	共同取組活動分	個人配分分	合計
	円	円	円
	%	%	
共同取組活動分の主な使途			

3 年度別使用実績

	年度	年度	年度	年度	年度
前年度からの積立額		円	円	円	円
交付金額	円	円	円	円	円
支払済額及び精算予定額	円	円	円	円	円
預金利子	円	円	円	円	円
差引	円	円	円	円	円

（添付書類）交付金を受け入れた口座の通帳の写し

年度中山間地域等直接支払交付金精算払請求書

第 号
年 月 日

砥部町長 様

集落協定代表者名
又は 印
個別協定締結者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった中山間地域等直接支払交付金について、砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

		金	円
内訳	交付決定通知額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円

年度中山間地域等直接支払交付金概算払請求書

第 号
年 月 日

砥部町長 様

集落協定代表者名
又は 印
個別協定締結者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった中山間地域等直接支払交付金について、砥部町中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

		記	
		金	円
内 訳	交付決定通知額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	残 額	金	円